

○三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年8月26日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年三田市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請等)

第2条 条例第4条第1項の規定により三田市藍本駅前駐車場(以下「駐車場」という。)の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により市長に申請しなければならない。

(1) 一時使用 一時使用券自動販売機による方法

(2) 定期券使用 藍本駅前駐車場使用申請書の提出による方法

2 市長は、前項第1号の規定による場合は、一時使用券を、同項第2号の規定による場合は定期券を、申請者に交付する。

3 前項の規定により交付された一時使用券及び定期券は、自動車内部で外から確認できる箇所に明示しておかなければならない。

(平17規則36・旧第3条繰上・一部改正、平22規則10・平22規則24・平26規則7・一部改正)

(駐車場所の特定)

第3条 市長は、前条第2項の規定により駐車場の使用を許可する際に、当該申請者の駐車場所を特定して当該申請者に通知するものとする。

(平17規則36・旧第4条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(使用料の減免)

第4条 条例第8条に規定する市長が公益上その他必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、使用料に係る減額又は免除(以下「減免」という。)をする額は、当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車及び介護者が運転する自動車を駐車させるとき 使用料の5割

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同乗している自動車を駐車させるとき 使用料の5割

(3) 療育手帳の交付を受けている者が同乗している自動車を駐車させるとき 使用料の5割

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの 市長が別に定める額

2 前項第1号、第2号又は第3号の規定により使用料の減免を受ける者は、市長が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

(平17規則36・旧第5条繰上、平26規則7・一部改正)

(使用料の還付)

第5条 条例第9条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。

区分		還付する使用料の額
(1) 第2条第2項の規定により使用の許可を受けた者が、使用の取消しを申請したとき。	使用開始前	既納の使用料の全額
	使用期間開始後	不還付
(2) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により駐車場を使用することができなくなったとき。	使用開始前	既納の使用料の全額
	使用期間開始後	使用することができなかった日数に係る使用料の額(使用できなかった日数を当該日の属する月の日数で除して得た数に6,000円を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

2 前項の表(1)の項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、自動車駐車場定期券取消申請書に定期券を添えて、市長に申請しなければならない。

(平17規則36・旧第6条繰上・一部改正)

(定期券の再発行)

第6条 定期券を汚損し、損傷し、又は紛失した者が、定期券の再発行を受けようとするときは、定

期券紛失等届出・再発行願書を市長に提出しなければならない。

(平17規則36・旧第7条繰上・一部改正、平22規則24・一部改正)

(定期券の譲渡等の禁止)

第7条 定期券は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17規則36・旧第8条繰上)

(定期券の無効)

第8条 市長は、不正に使用された定期券については無効とする。

(平17規則36・旧第9条繰上)

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第8条の2 条例第12条の2第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に同条第2項各号に規定する業務を行わせる場合における第2条、第3条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平22規則24・追加)

(様式)

第9条 定期券等の様式は、別に定める。

(平17規則36・旧第10条繰上)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則36・旧第11条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年三田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成17年規則第36号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第10号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。